

# 大分県国民健康保険運営方針(素案)

資料1

## 1 運営方針策定の趣旨等

- (1)趣旨：国民健康保険の安定的な財政運営並びに市町村の国民健康保険事業の運営の広域化・効率化を推進するため、県内の統一的な運営方針を定める。
- (2)策定根拠：国民健康保険法第82条の2(平成30年4月1日施行)
- (3)対象期間：平成30年度～35年度までの6年間
- (4)他計画等との関係：大分県医療計画、大分県医療費適正化計画、生涯健康県おおいた21(健康増進計画)等との整合性を図る。

## 2 市町村国保の現状と課題

- (1)年齢構成：前期高齢者(65歳～74歳)の割合(H26)：41.3%(全国37.1%)
- (2)医療費水準：一人あたり医療費(H26)：400,777円(全国333,461円)
- (3)保険税負担：一人あたり税負担率(H26)：13.1%(全国10.1%)
- (4)市町村間格差：一人あたり医療費(H26)：1.4倍の格差<最大>487,622円<最小>344,043円

## 3 医療費及び財政の見通し

- (1)被保険者数、世帯数等
- (2)医療費
- (3)財政状況

## 4 保険料の標準的な算定方法等

### (1)国保事業費納付金の算定方法

- ①納付金算定対象経費
- ②納付金算定方式
- ③応能割と応益割の割合
- ④激変緩和策

### (2)標準保険料率の算定方法

- ①標準的な算定方法
- ②標準的な収納率
- ③将来的な保険料率

### (3)財政安定化基金の活用

- ①貸付
- ②交付

## 5 具体的な取組

### (1)保険料の徴収の適正な実施

収納対策の強化(口座振替の促進、滞納処分の強化等)等

### (2)資格管理及び保険給付の適正な実施

レセプト点検の充実強化、第三者求償の取組強化等

### (3)医療費の適正化の取組

特定健診・保健指導の促進、重複・頻回受診、重複服薬の是正、後発医薬品の使用促進等

### (4)市町村国保事業の広域的及び効率的な運営の推進

被保険者証様式等の統一、特定健診受診機関の拡大(県域化)等

### (5)保健医療福祉サービスとの連携

地域包括ケアシステムの構築、病床機能の分化・連携の推進等

## 6 推進体制

- (1)進行管理：進捗状況等の点検、計画期間中の見直し及び次期運営方針への反映
- (2)推進体制：県、市町村、関係機関等による推進

## 7 スケジュール

28年10月 11月 12月 29年1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月

運協①  
10/13

骨子作成

運協②  
12/22

素案作成

運協③  
3/28

成案作成

運協④  
7月

パブコメ  
市町村意見  
聴取

運協へ  
諮問

運協⑤  
10月

運協の  
答申

方針決定